

**一般競争入札による
若者まちなか活動・交流センター
(自動販売機設置)
貸付の募集要領**

 宇都宮市

[N C C推進課]

貸付までの日程

項目	日 程
募集要領の配布	令和8年 2月 2日(月)～令和8年 2月 13日(金)
受付期間	令和8年 2月 2日(月)～令和8年 2月 13日(金)
質問の受付期間	令和8年 2月 2日(月)～令和8年 2月 13日(金)
質問に対する回答の公表	令和8年 2月 17日(火)
入札 <u>(投函方式)</u>	令和8年 2月 20日(金) 午前8時30分 から 令和8年 3月 2日(月) 午後0時 まで
開札	令和8年 3月 2日(月) 午後3時
落札後の契約締結期間	令和8年 3月 2日(月)～令和8年3月 9日(月)
貸付開始日	令和8年 4月 1日(水)

一般競争入札による若者まちなか活動・交流センター（自動販売機設置）貸付の募集要領

1 貸付物件

別紙「物件調書」（P. 9）のとおり。

2 入札参加資格

- (1) 個人及び法人とする。
- (2) 次のすべての要件を満たす者が入札に参加できる。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当しない者、該当すると認められる者の場合は、当該事実があった日から3年を経過した者であること。
 - ③ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員でないこと。
 - ④ 個人にあっては宇都宮市内に住所を有すること。
法人にあっては、宇都宮市内に本店、支店又は営業所を有すること。ただし、現在、宇都宮市の施設に自動販売機を設置している市外の業者にあっては参加することができる。
 - ⑤ 自らが自動販売機を設置し、運営する事業（以下「自動販売機運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。また、これまで、自動販売機運営事業に2年以上の実績を有していること。
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号～第4号及び第6号、宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条第1号、第3号～第5号及び宇都宮市入札参加停止等措置要領別表第3その他の措置基準の暴力団員関係者と認められないこと。
 - ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
 - ⑧ 国税及び市税に未納のこと。
 - ⑨ その他本募集要領の定める条件及び関係法令を遵守すること。

3 申込み時に提出するもの

- (1) 一般競争入札参加申込書
- (2) 住民票 ※個人の場合のみ提出
- (3) 商業登記簿（履歴等全部証明書）※法人の場合のみ提出
- (4) 印鑑登録証明書（※法人の場合は代表者の印鑑証明書）
- (5) 国税の納税証明書（所得税及び消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明）
- (6) 市税（市県民税と固定資産税）の完納証明書 ※市に納税義務のある法人・市民のみ提出
- (7) 誓約書（市の指定する様式）

※ (2)～(6)は提出前3か月以内に発行されたものとする。

4 契約上の主な条件

- (1) 貸付契約の内容

本件の賃貸借契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の

規定に基づく貸付となる。

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（36か月）

(3) 貸付の用途等

本件の貸付物件は、「自動販売機運営事業」の用途に供さなければならぬ。また、自動販売機の設置・運営に伴う工事費用、光熱水費等の費用は借受人の負担とする。

(4) 禁止事項は以下のとおり。

- ① 貸付物件を指定用途以外の用途で使用すること。
- ② 貸付物件に建物を建築又は工作物を設置すること。
- ③ 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- ④ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- ⑤ 貸付物件に設置する自動販売機で酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類又はその類似品を販売すること。

(5) 貸付物件の引き渡し及び返還

貸付物件は、貸付期間の初日に宇都宮市が借受人に引き渡すものとする。

返還は、引渡し時点と同じ状態に原状回復し返還しなければならない。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができると明らかになったときは、当該貸付物件を原状回復することなく引き続き使用することができる。

(6) 自動販売機及び飲食料容器等の回収容器等の設置については次のとおりとする。

- ① 自動販売機及び飲食料容器等の回収容器等は常時使用可能な状態で設置されていること。
- ② 貸付物件が環境に配慮すべき公共施設であることに鑑み、省エネルギー、省電力、ノンフロン対応など、環境負荷を軽減した自動販売機を設置すること。
- ③ 飲食料容器等の回収容器等については、宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例（平成20年条例第36号）に基づき適正に管理すること。
- ④ 自動販売機及び飲食料容器等の回収容器等の設置に当たっては、施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。
- ⑤ 設置された自動販売機（電源確保のために工事した電気施設）及び飲食料容器等の回収容器等は、施設管理者の管理の範囲外であるものとする。

(7) 自動販売機の販売品について以下のとおりとする。

- ① 販売品は飲食料品等（酒類又はその類似品を除く。）とし、物件調書「特記条件」において指定された種類の販売品のみを取り扱うこと。
- ② 食料については菓子類、ホットスナック、パン類等とし、カップラーメン等の水分を必要とするものは販売しないこと。
- ③ 販売品の維持管理や補充は、借受人の責任において行うこと。
- ④ 関係法令を遵守し、賞味期限など販売品の衛生管理は借受人の責任で徹底すること。
- ⑤ 自動販売機の販売品の売価は、すべて標準小売価格より10円以上引いた販売価格とすること。

(8) 自動販売機及び販売品について、物件調書記載の「特記条件」を履行すること。また、そのことについて必要な事項は市と協議すること。

(9) 販売品補充の搬入及び飲食料容器等の回収は、次のとおりとする。

- ① 販売品補充のための搬入及び飲食料容器等の回収の頻度、方法、時間等については、施設管理者と協議すること。

- ② 飲食料容器等の回収においては、施設管理者の指示に従い、宇都宮市の分別収集方法により分別回収し、適正に処分すること。
- (10) 宇都宮市域に震度5強以上の地震又は同等の災害が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合において、宇都宮市の災害対策本部が設置された場合には、両者が別途取り交わす覚書により協力し合うものとする。

5 入札参加申込書の提出

申込みに当たっては、本要領を熟読し、契約の条件、現地現況等を把握の上、持参すること。

- (1) 受付期間 令和8年2月2日（月）～令和8年2月13日（金）（土曜、日曜、祝日を除く。）
受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付場所 宇都宮市役所都市整備部NCC推進課（宇都宮市役所本庁舎11階）
- (3) 申込方法 前記(2)の場所に直接書類を持参する（郵送等による入札参加申込書の受付は行わない）。

6 入札及び開札の日時、場所

- (1) 入札の日時 令和8年2月20日（金）午前8時30分から令和8年3月2日（月）午後0時まで
- (2) 開札の日時 令和8年3月2日（月）
- (3) 入札及び開札の場所 宇都宮市役所都市整備部NCC推進課（宇都宮市役所本庁舎11階）
- (4) 入札方法 前記(3)の場所に直接書類を持参する（郵送等による入札書の受付は行わない）。

7 入札の手続き

- (1) 入札の方法
 - ① 入札は投函方式により実施する。
 - ② 郵便による入札の受付は行わない。
 - ③ 入札書に記載する入札額は、1か月間の貸付料の金額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）を記載すること。
 - ④ 入札に参加する者は、所定の入札書に必要事項を記載し、記名押印したことを確認の上、入札すること。
 - ⑤ 入札書の書換え、引換え又は撤回はできない。
 - ⑥ 入札者は、入札執行について担当職員の指示に従わなければならぬ。
- (2) 入札の実施を事情により予告なく中止又は延期することがある。
- (3) 入札を中止又は延期した場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、宇都宮市は補償の責めを負わないものとする。

8 入札の無効

次の事項に該当する入札は無効となる。

- (1) 入札参加の資格がない者の入札
- (2) 当該入札に係る一般競争入札参加申込書を提出していない者の入札
- (3) 1者で2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
- (4) 入札書の入札金額を訂正した入札
- (5) 入札書の入札金額、住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が識別しがたい入札
- (6) 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正の行為があった者の入札

- (7) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (8) その他入札条件に違反した入札

9 開 札

令和8年3月2日（月）午後3時

10 一般競争入札資格の審査等及び落札者の決定

- (1) 市が設定した最低入札価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもつて入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同一価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きで落札者を決定する。

11 契約の締結

- (1) 落札者は、別添契約書により、落札の通知を受けた翌日から7日以内に、宇都宮市と自動販売機設置に関する賃貸借契約（以下、「本件契約」という。）を締結する。
契約総額は、「落札金額×24か月×1.10」とする。
- (2) 契約保証金
 - ① 本件契約締結と同時に契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切り上げ）を納付する。
 - ② 契約保証金は本件契約が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、借受人（落札者）からの還付申請に基づき、利息を付さずに返還する。
 - ③ 借受人（落札者）が、前記4の(3)から(11)の条件に違反したとき又は本件契約上の義務を履行しないときは、宇都宮市契約規則（平成17年規則第12号）第42条第1項に基づき契約を解除する。この場合、納付された契約保証金は宇都宮市に帰属する。また、市の責めに帰さない場合で、借受人（落札者）からの申し出により契約を解約した場合についても、納付された契約保証金は宇都宮市に帰属する。

12 賃付料の納付

各年度の賃付料は、市が発行する納付書により、毎年度4月30日までに納付するものとする。ただし、それらの納付の期限とする日が金融機関の休日に当たるときは、その翌営業日を納付の期限の日とする。

13 自動販売機の電気料等

- (1) 自動販売機に係る電気料等は、借受人の負担とする。
- (2) 電気料については、借受人の負担で子メーターを設置し、法律により定められた点検及び取り替えを行う。なお、設置に当たっては、施設管理者の指示に従う。
- (3) 電気料等は、施設管理者と協議の上、市が発行する納付通知書により納付する。

14 入札結果の公表

入札の結果については、その内容（落札金額、落札者）を公表する。

15 その他

- (1) 本募集要領に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、宇都宮市契約規則などその他

関係法令等に定めるところによる。

- (2) 入札参加者及び落札者が、本募集要領2の(2)の⑦に該当する団体等から不当な介入を受けた場合、担当課へ報告する。
- (3) 本募集要領に関する質問は、別紙「質問書」に記入の上、令和8年2月13日（金）午後5時15分までに以下に提出すること。提出された質問に対する回答は、令和8年2月17日（火）に市のホームページに掲載する。なお、入札参加者はこの回答の内容をすべて承知しているものとみなす。

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市都市整備部部NCC推進課

都心部まちづくり推進室まちなかにぎわいグループ

（宇都宮市役所本庁舎11階）

電話 028-632-2108

(参考)

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 2号 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 3号 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 4号 指定暴力団連合 第4条の規定により指定された暴力団をいう。
- 6号 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

（以下、略）

宇都宮市暴力団排除条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) ~（略）~
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 密接関係者 栃木県暴力団排除条例施行規則（平成23年栃木県公安委員会規則第1号）第3条に規定する密接関係者をいう。

宇都宮市入札参加停止等措置要領 【別表第3】 その他の措置基準（抄）

項目	措置要件	対象地域	期間
1 暴力團關係	<p>(1) 有資格者である個人、有資格者の役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団員であると認められるとき。</p> <p>(2) 有資格者である個人又は有資格者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力團を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(3) 有資格者である個人又は有資格者の役員等が、暴力團員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力團の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>(4) 有資格者である個人又は有資格者の役員等が、暴力團員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(5) 有資格者である個人又は有資格者の役員等が、暴力團員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p>	全国	当該認定をした日から、6か月を経過し、かつ改善されたと認められるまでの期間

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（抄）

（定義）

第四条 この法律において「無差別大量殺人行為」とは、破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四条第一項第二号へに掲げる暴力主義的破壊活動であって、不特定かつ多数の者を殺害し、又はその実行に着手してこれを遂げないもの（この法律の施行の日から起算して十年以前にその行為が終わったものを除く。）をいう。

2 この法律において「団体」とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体をいう。ただし、ある団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合には、これに対して、この法律による規制を行うことができるものとする。

物件調書

施設名	若者まちなか活動・交流センター	貸付面積	貸付種別	最低入札価格【貸付料(円/月)】
所 在	馬場通り1丁目1-1	3.02m ² (1,105mm × 2,730mm)	建物	6,630
特記条件				[参考]当施設月間利用人数
自販機	災害対応型、環境配慮型			4,400人程度(主に学生)
販売品	缶・ペット・食料			
その他	飲料系1台、食料系(菓子、ホットスナック、パン等とし、カップラーメン等の水分が必要となるものは不可)1台			

※1【貸付面積及び寸法について】

貸付面積は台座部分を含めた面積とする。設置の際は幅と奥行きを標記の寸法以内に収めるものとする。

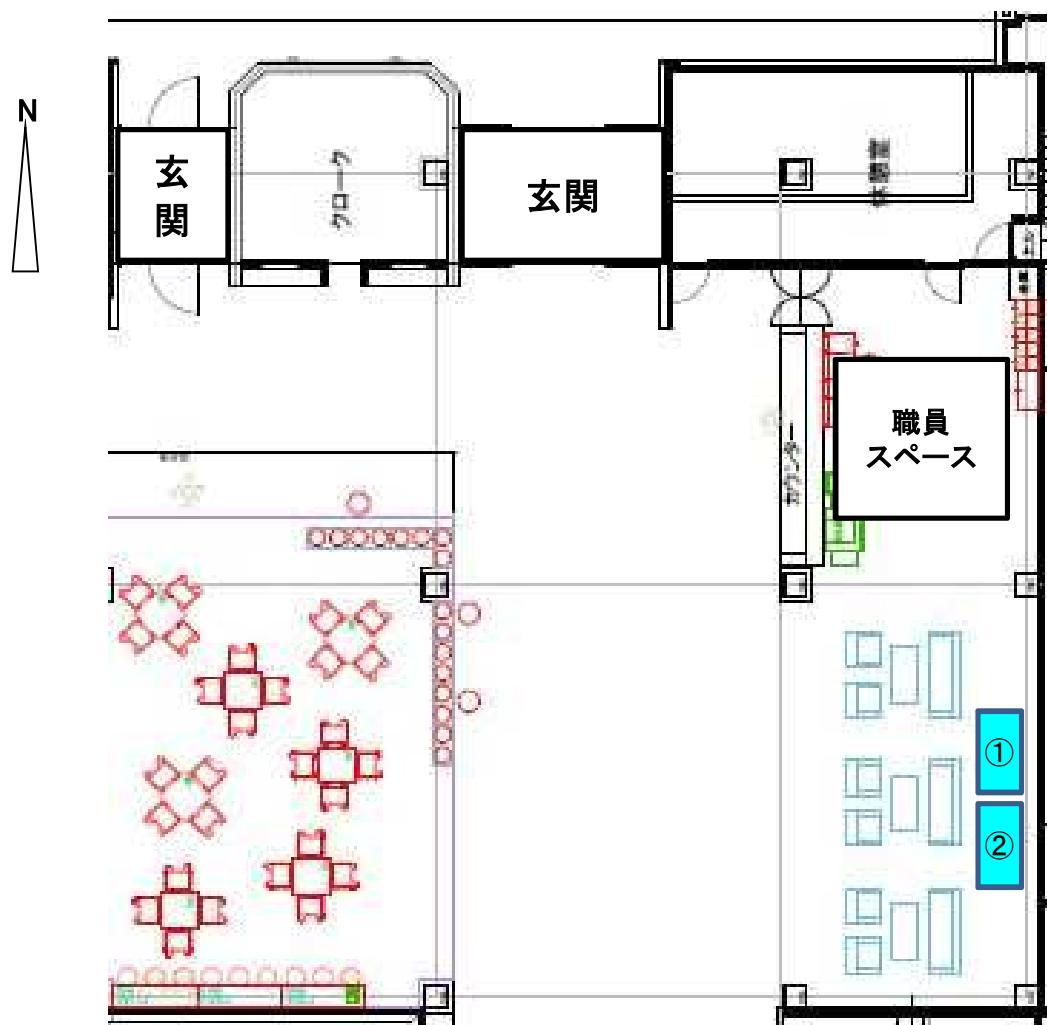
※2【災害対応型】

災害発生後、電力供給の有無にかかわらず、自動販売機内の在庫商品を避難者に確実に無償提供できるものとする。
販売機の規格は問わないものとするが、設置業者が災害発生直後に当該施設に急行し、商品を提供する方式は、交通渋滞が予想される中では不確実であるため、認めない。

※3【環境配慮型】

省エネルギー、省電力、ノンフロン対応など、環境負荷を軽減したものとする。

設置詳細図



自動販売機設置に関する賃貸借契約書

貸付人宇都宮市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）
とは、次の条項により、一時使用のための自動販売機設置に関する賃貸借契約を締結する。
(貸付物件)

第1条 甲は、その所有する次の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に賃貸する。

施設名（種別）	若者まちなか活動・交流センター（建物）
所 在	宇都宮市馬場通り1丁目1-1
面 積	3.02m ²

(用途)

第2条 貸付物件は、乙が自動販売機を設置し、運営する事業（以下「自動販売機運営事業」という。）の用途（以下「指定用途」という。）に供する。

(貸付期間)

第3条 貸付物件の賃貸借契約の期間（以下「貸付期間」という。）は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(貸付料)

第4条 貸付物件の貸付料は、金_____円（税込）とする。

2 乙は、前項の貸付料の納入年度に応じた額（別紙納入計画書のとおり）を甲が発行する納付書により、甲に納付しなければならない。

3 乙は、各年度の貸付料を毎年度4月30日までに、甲に納入しなければならない。ただし、それらの納入の期限とする日が金融機関の休日に当たるときは、その翌営業日を納入の期限の日とする。

4 甲は、第20条第1項及び第4項の規定により本件契約を解約した場合において、その貸付料に過払いが生じたときは、日割り計算によってその過払いの貸付料を返還する。

5 甲は、第20条第2項の規定により本件契約を解除したときは、既納の貸付料を乙に返還しない。

(契約保証金)

第5条 乙は、本件契約の締結と同時に、契約保証金として金_____円（貸付料（契約金額）の100分の10以上（円未満切上げ）の額）を甲が発行する納入通知書により甲に納入しなければならない。

2 甲は、本件契約の終了後、乙の第7条第2項に規定する返還を確認したときは、乙の還付申請により遅滞なく納入されている契約保証金を乙に返還する。

3 契約保証金には、利息を付さない。

4 第20条第2項の規定により本件契約を解除したとき又は甲の責に帰さない場合であって、乙の申し出に対し甲が合意することにより本件契約を解約したときは、契約保証金は、甲に帰属する。

5 前項の規定により甲に帰属する契約保証金は、第21条に規定する損害賠償の予定又はその一部としない。

(貸付料の延滞金)

第6条 甲は、乙が第4条第3項の納期限までに貸付料を納入しないときは、納期限の翌日から納入した日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。））の割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。))

(貸付物件の引渡しと返還)

第7条 甲は、貸付期間の初日に現況有姿の状態で貸付物件を乙に引き渡す。

2 乙は、貸付期間の満了により返還する場合及び第20条第4項による協議により本契約を解約した場合、貸付期間の最終日までに、引渡し時点と同じ状態に原状回復し返還しなければならない。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を借用することが明らかになったときは、当該貸付物件を原状回復することなく引き続き借用することができる。

3 乙は、第2項に関わらず、第20条第1項、第2項の規定により、契約が解除されたときは、甲の指定する日までに引渡し時点と同じ状態に原状回復し返還しなければならない。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、貸付物件が種類、品質（土壤汚染、地中埋設物及び産業廃棄物を含むが、これらに限られない。）又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合においても、甲に対し、貸付物件の修補、代替物の貸付け若しくは不足分の貸付けによる履行の追完請求、貸付料の減額若しくは損害賠償の請求又は契約解除をすることができない。ただし、この契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、民法（明治29年法律第89号）の規定によるものとする。

(禁止事項)

第9条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。
- (2) 貸付物件に建物を建築すること、又は工作物を設置すること。
- (3) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- (4) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- (5) 自動販売機の販売品に酒類又はその類似品を入れること。

(自動販売機及び飲食料容器等の回収容器等の設置)

第10条 乙は、自動販売機運営事業に必要な自動販売機等の設置について、その他費用を自ら負担し、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 自動販売機及び飲食料容器等の回収容器等が、使用可能な状態で常時設置されていること。
- (2) 貸付物件が環境に配慮すべき公共施設であることに鑑み、省エネルギー、省電力、ノンフロン対応など、環境負荷を軽減した自動販売機を設置すること。
- (3) 本件契約書第3条の貸付期間の開始後、速やかに指定の位置に自動販売機及び飲食料容器等の回収容器等を設置すること。
- (4) 飲食料容器等の回収容器等については、宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例（平成20年条例第36号）に基づき適正に管理すること。
- (5) 自動販売機及び飲食料容器等の回収容器等の設置にあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全に十分配慮すること。
- (6) 自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は、施設管理者の日常の管理責任の範囲外にあるものとする。

(販売品)

第11条 乙は、自動販売機での販売品については、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 販売品は飲食料品等（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類又はその類似品を除く。）とすること。
- (2) 食料については菓子類、ホットスナック、パン類等とし、カップラーメン等の水分を必要とするものは販売しないこと。
- (3) 販売品の維持管理又は補充は、乙の責任において行うこと。
- (4) 関係法令を遵守し、賞味期限の管理等、販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。
- (5) 販売品の売価は、すべて標準小売価格より10円以上引いた販売価格とすること。

(個別条件)

第12条 乙は、甲の募集要領において、自動販売機及び販売品に個別の条件がある場合は、その条件を履行するものとする。

2 甲及び乙は、宇都宮市域に震度5強以上の地震又は同等の災害が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合において、宇都宮市の災害対策本部が設置された場合には、両者が別途取り交わす覚書により協力し合うものとする。

(販売品補充の搬入及び飲食料容器等の回収)

第13条 乙は、販売品補充の搬入及び飲食料容器等の回収について次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 販売品の補充のための搬入及び飲食料容器等の回収の頻度、方法、時間帯等については、施設管理者の指示に従うこと。
- (2) 施設管理者の指示に従い、宇都宮市の分別収集方法により分別回収し、適正に処分すること。

(自動販売機に係る電気料等)

第14条 乙は、自動販売機に係る電気料等を負担する。

2 自動販売機に係る電気料については、乙の負担により設置する子メーターから算出し、甲が発行する納付書により、甲に納付しなければならない。

(修繕義務)

第15条 乙の責に帰する事由以外の事由により貸付物件の修繕を要するときは、甲乙協議してその経費の負担を決定する。

(滅失又はき損の原状回復)

第 16 条 乙は、その責に帰する事由により貸付物件を滅失し、又はき損したときは、乙の負担において原状に回復しなければならない。

(保全義務等)

第 17 条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全（甲乙協議して定める事項を除く。）に努めなければならない。

2 乙は、前項の注意を怠る等その責に帰すべき事由によって第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わってその賠償の責を果たした場合には、甲は乙に求償することができる。

(商品等の盗難又はき損等)

第 18 条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭の盗難及びき損、当該自動販売機を設置する市有施設の停電及び利用者数の変動等による売上げの減少等について、甲の責めに帰すことが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(資料の提出等)

第 19 条 甲は、第 9 条に規定する禁止事項に違反した疑いがある場合等において確認の必要があると認めるときは、その参考となるべき資料の提出又は報告を乙に求めることができる。

(契約の解除)

第 20 条 甲は、契約期間であっても、公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、いつでも契約が解除できる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本件契約を解除することができる。

(1) 乙が納入期限 3 か月以上貸付料の支払いを怠ったとき。

(2) 乙が第 9 条に規定する禁止事項に違反したとき。

(3) 乙が本件契約に定める義務を履行しないとき。

(4) 乙が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続きについて、乙の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（乙の取締役を含む。）によって、その申立てがなされたとき。

3 乙は、前項の規定により、契約が解除された場合において、乙に損害を生じたときは、甲にその補償を請求することができない。

4 甲及び乙は、自然災害など双方にその責のないことにより、自動販売機運営事業の継続が困難になり、契約の解約が必要なとき、甲乙協議のうえ解約することができる。

5 甲及び乙は、前項の規定により、契約が解約された場合において、甲及び乙に損害を生じたときは、甲及び乙はその補償を請求することはできない。

(損害賠償)

第 21 条 乙は、その責に帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又はき損した場合において、甲が負担して原状に回復したときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条第 1 項の規定により、契約が解除された場合において、乙に損害を生じたときは、甲にその補償を請求することができる。

3 乙は、甲の責に帰する事由により自動販売機への電力の供給が停止され、販売品に損

害が生じたときは、甲にその補償を請求できる。

4 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 22 条 乙は、貸付期間が満了した場合において、貸付期間中物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求し得ないこととする。

(契約の費用)

第 23 条 本件契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第 24 条 乙は、その住所又は氏名（法人の場合にあっては所在地又は名称）に変更があつたときは、すみやかに甲に届け出るものとする。

(自動販売機の利用者等への対応)

第 25 条 乙は、自動販売機運営事業により発生するトラブル、苦情等について一切の責任を持って解決する。

(法律の適用除外)

第 26 条 本件契約は、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）の適用はないものとする。

(疑義の決定)

第 27 条 本件契約に関し疑義のあるとき、又は定めのない事項があるときは、甲乙協議のうえ、その内容を決定する。

(信義則)

第 28 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

(合意管轄)

第 29 条 本件契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

なお、本件契約の締結を証するため、本件契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号
宇都宮市
宇都宮市長 佐 藤 栄 一

乙 住 所

氏 名

貸付料の納入計画書

契約金額 _____ 円

年度	納入額
令和 8 年度	円
令和 9 年度	円
令和 10 年度	円

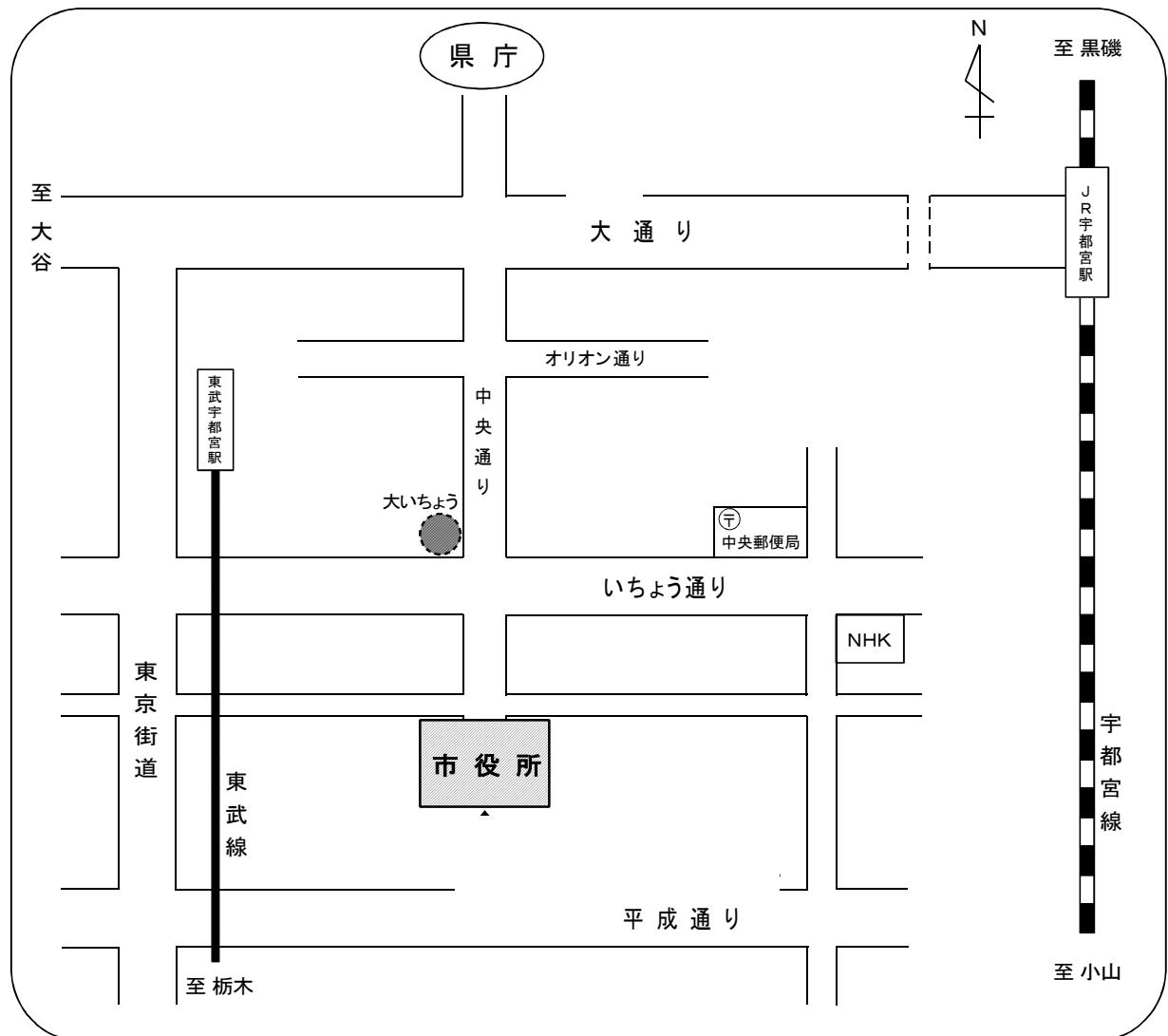
受付・入札会場案内図

1 入札会場

宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市役所NCC推進課（11階）

2 案内図



一般競争入札参加申込書

令和8年 月 日

宇都宮市長 佐藤 栄一 様

住 所
氏名又は名称
及び代表者名 _____ (印)
(担当者名) _____
連 絡 先
電 話 _____
メールアドレス _____

次のとおり、一般競争入札に参加を申し込みます。

入 札 名	若者まちなか活動・交流センター（自動販売機設置）貸付入札
使 用 目 的 又 は 用 途	自動販売機運営事業のため
貸 付 期 間	令和 8年 4月 1日から 令和 11年 3月 31日まで（36か月）
貸 付 料	落札額（月額）×貸付月数×1.10
添 付 書 類	募集要領のとおり

チェック欄（市使用欄）

- 住民票（個人）
- 商業登記簿（法人）
- 印鑑登録証明書
- 納税証明書（国税）
- 市税完納証明書
- 誓約書

受付番号

()

質問書

令和8年2月 日

宇都宮市長 佐藤 栄一 様

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

印

宇都宮市が実施する若者まちなか活動・交流センター（自動販売機設置）貸付に係る入札について、下記のとおり質問します。

記

(質問事項)

令和8年2月13日（金）午後5時15分までに宇都宮市NCC推進課へ提出してください。

提出された質問に対する回答は、令和8年2月17日（火）に市のホームページに掲載します。

なお、入札参加者は回答の内容をすべて承知されているものとみなします。

誓 約 書

令和8年 月 日

宇都宮市長 佐藤 栄一 様

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

印

宇都宮市が実施する若者まちなか活動・交流センター（自動販売機設置）貸付に係る入札への参加申込みにあたって、次の事項を誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しません。
- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当しません。また該当する場合、当該事実があった日から3年を経過しています。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項2号～4号及び6号、宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条第1号、第3号～第5号及び宇都宮市入札参加停止等措置要領別表第3その他の措置基準の暴力団員関係者に該当しません。
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しません。
- 5 自動販売機の運営業務において、2年以上の実績を有しています。

入札書

入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

※ 金額の頭に、「¥」又は「金」を記入すること。

※ 1か月間の貸付料（消費税等相当額を含まない額）の
金額を記入すること。

上記のとおり地方自治法、同法施行令、宇都宮市財務関係規則を遵守し、入札及び契約に関する事項を承認のうえ入札いたします。

令和8年 月 日

宇都宮市長 佐藤栄一様

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

㊞